

# 車いす短期貸出サービスについて

## 貸出対象者

1. 町内に住所を有する方
2. 一時的に車いすが必要となった方
3. 病気やケガなどにより一時的に肢体機能が不自由となった方
4. 通院や、病院から一時帰宅・退院などで車いすが必要になった方
5. 旅行などの外出をするときに、歩行や介助に不安がある方

※介護保険の要介護認定を受けている方で「要介護2～5」の方は、この貸出サービスをご利用できません。介護保険サービスの福祉用具貸与をご利用ください。

## 貸出期間・費用

1回のご利用につき、最長で1ヶ月以内を目安としています。費用はかかりません。

## 申請の方法

貸出をご希望される方は、多賀町社会福祉協議会窓口へお越しください。車いすは、他に予約等なければ、その場でお貸いたします。その際に、「車いす借用書」の提出をお願いしています。

## 利用の注意事項

1. 借用期間中に、損傷または紛失された場合は、ただちに多賀町社会福祉協議会へ連絡してください。修理が必要な場合は協議の上、費用の負担をお願いします。
2. 使用した際の汚れや泥などは、雑巾等で拭き取ってから返却してください。  
※錆の原因となるため、水では洗わないでください。
3. 貸出車いすは、タイヤの空気量や外観の不具合を目視等により簡易な点検を行っていますが、予期せぬ破損や事故等について本協議会は責任を負いません。
4. メンテナンス等で緊急に必要となった場合、期間内であっても返却していただくことがあります。

## その他

- ・車いすの台数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。
- ・貸出・返却の運搬は、ご利用になられる方、もしくは代理の方がおこなってください。

## お問い合わせ

社会福祉法人 多賀町社会福祉協議会

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 221-1 多賀町総合福祉センター ふれあいの郷内

TEL：0749-48-8127 (有)2-2039 FAX：0749-48-8140

(午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く)